補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
人材確保事業	中小企業者等が人材確保を図るため、以下の事業を実施したとき ①ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき ②インターネット広告媒体で求人広告を行ったとき ③採用を目的とした企業紹介の動画を製作し放映したとき ④成功報酬型人材紹介サービスを利用し、新卒人材・中途人材を正社員で雇用したとき ⑤市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき ⑥外国人を新たに雇用したとき ⑦雇用している外国人に日本語教育を実施したとき	事業費の 100 分の 50 以内 30 万円限度※ ※①～⑦の合計

新居浜市中小企業振興条例

（人材確保事業に対する補助）

第１３条　市長は、中小企業者等が人材確保を図るための事業を実施したときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

２　前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の１００分の５０以内とし、３０万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（人材確保事業の範囲等）

第１２条　条例第１３条第２項に規定する市長が必要と認める額は、次に掲げるものとする。

（１）民間企業が就職活動全般の支援及び企業の採用活動支援等のサービスを提供するウェブサイトを利用して求人を行うための当該ウェブサイトの利用に係る費用

（２）インターネットを利用して求人を行ったときに要した費用

（３）採用を目的とした企業紹介の動画作成に要した費用（放映料を含む。）

（４）職業紹介事業者を利用して従業員を雇用したときに要した成功報酬及び手数料

（５）市外で開催される合同企業説明会等（市が主催し、又は共催するものを除く。）の出展に当たり要した費用のうち、出展小間料

（６）出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）別表第１の２の表の上欄の高度専門職、技術・人文知識・国際業務及び特定技能の在留資格を有する外国人を新たに雇用したときに要した費用のうち、人材紹介料、委託料並びに入国手続、在留手続、教育及び移動に要した費用

（７）雇用している外国人（前号に規定する外国人又は出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の上欄の技能実習の在留資格を有する外国人に限る。）に対して日本語教育（当該外国人が日本語を習得するために行われる教育をいう。）を実施したときに要した費用のうち、講師及び通訳の謝金及び旅費、研修費、委託料並びに会場借上費

補助対象要件

・中小企業者（別表に定める業種に限る）、中小企業団体（構成者の１／２以上が市内に事業所を有する）
・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
・市税を完納していること（法人及び団体の場合は代表者も）

申請の時期（事業完了日）

※複数ある場合はいずれか遅い方とする

①ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき
- 補助対象経費の支払日
- ウェブサイトの公開日

②インターネット広告媒体で求人広告を行ったとき
- 補助対象経費の支払日
- 広告の掲載日

③採用を目的とした企業紹介の動画を製作し放映したとき
- 補助対象経費の支払日
- 動画の公開日

④成功報酬型人材紹介サービスを利用し、新卒人材・中途人材を正社員で雇用したとき
・返戻金制度に定める期間を経過した日
・紹介手数料の一部払い戻しが完了した日
・補助対象経費の支払日
・求職者の雇用日
⑤市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき
・合同企業説明会出展日
・補助対象経費の支払日
⑥外国人を新たに雇用したとき
・雇用日
・補助対象経費の支払日
⑦雇用している外国人に日本語教育を実施したとき
・日本語教育実施日
・補助対象経費の支払日

申請期限

・令和８年４月から令和８年７月末日までに事業が完了したもの…令和８年８月３１日（月）
・令和８年８月から令和９年１月末日までに事業が完了したもの…令和９年３月１日（月）
※令和９年２月及び３月に事業が完了するものは令和９年度受付予定です。

その他詳細

①ウェブサイトを利用する方法により求人を行ったとき

・対象となる就職情報サイトとは、民間企業が就職活動全般の支援及び企業の採用活動支援等のサービスを提供し、新卒や第二新卒、転職希望者、高齢者、障がい者、女性などの多様な求職者を閲覧対象とするウェブサイト。
・就職情報サイトの利用に係る経費が対象（成功報酬を含む）。
・正社員の求人が対象。

②インターネット広告媒体で求人広告を行ったとき

・SNS 等のインターネット広告媒体の利用に係る経費が対象（動画製作費を含む）。
・正社員の求人が対象。

③採用を目的とした企業紹介の動画を製作し放映したとき

・SNS 等のインターネット広告媒体及びテレビ並びにデジタルサイネージ等で放映するための採用を目的とした企業紹介動画の製作費、放映料、広告掲載料、配信料が対象。
・消費者を対象にした自社製品及びサービス等を訴求する動画（商品広告）は対象外。
・正社員の求人が対象（企業紹介動画に求人内容を含む場合）。

④成功報酬型人材紹介サービスを利用し、新卒人材・中途人材を正社員で雇用したとき

・職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第３０条に基づく厚生労働大臣の有料職業紹介事業の許可を受けた事業者のうち、厚生労働省職業安定局人材サービス総合サイトの職業紹介事業に登録がある職業紹介事業者を利用して従業員を雇用したときに要した成功報酬及び手数料が対象。
・返戻金制度による手数料等の払戻額は補助対象経費から控除する。
・令和８年４月１日以降の雇用が対象。

⑤市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき

・合同企業説明会については、対面・ウェブ方式のいずれも対象。
・正社員の求人が対象。

⑥外国人を新たに雇用したとき

・令和８年４月１日以降の雇用が対象。
・外国人材の雇用に係る経費（例）

・人材紹介料　・来日前の日本語教育や入国手続き等に係る費用
・在留資格変更手続き等に係る費用　・当該人材が渡航する際の渡航費
・採用面接時等の担当者の渡航費
・上記を委託する際の委託料

⑦雇用している外国人に日本語教育を実施したとき

・日本語教育に係る経費（例）

・講師旅費　・講師謝金　・通訳謝金　・テキスト代　・受講料（WEB 方式を含む）　・会場借上費

※①～⑦共通：他の補助金との併用不可、勤務地不問

提出書類

1　交付申請提出書類（各１通）

	法人	個人	提出書類		備考
共通	□	□	（第１号様式）	中小企業振興補助金交付申請書★	
	□	□		事業所の概要、事業の概要★	
	□	□		収支決算書★	
	□		法人登記簿謄本（原本）		
		□	住民票抄本（原本）		マイナンバーの記載がないもの
		□	直近の確定申告書（写し）		事業開始１年未満で確定申告を行っていない場合は、開業届（写し）
	□		定款又は規約（写し）		
	□		市税の納税証明書（法人）（原本）		
	□	□	市税の納税証明書（代表者）（原本）		
①	□	□	契約書（申込書）又は見積書（写し）		費用の明細が分かるもの
	□	□	請求書（写し）		費用の明細が分かるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）		領収書等
	□	□	納品書等のウェブサイトの公開日が分かるもの（写し）		
	□	□	求人情報ウェブサイトの掲載ページ（写し）		実際にインターネット上で公開されている求人情報ウェブサイトを出力したもの
②	□	□	契約書（申込書）又は見積書（写し）		費用の明細が分かるもの
	□	□	請求書（写し）		費用の明細が分かるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）		領収書等
	□	□	納品書等の広告の掲載日及び掲載媒体名が分かるもの（写し）		
	□	□	インターネット広告媒体に掲載した求人広告の写し（動画の場合は、データ（mp4）を記録媒体（DVD）に保存し、申請後に提出）		実際にインターネット広告媒体で公開されている求人広告のスクリーンショット及び動画
③	□	□	契約書（申込書）又は見積書（写し）		費用の明細が分かるもの
	□	□	請求書（写し）		費用の明細が分かるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）		領収書等
	□	□	納品書等の動画の公開日及び公開媒体名が分かるもの（写し）		
	□	□	公開した企業紹介動画データ（mp4）を記録媒体（DVD）に保存し、申請後に提出		インターネット広告媒体で公開した場合は、公開されている求人広告のスクリーンショット及び動画

④	□	□	契約書（申込書）又は見積書（写し）	費用の明細が分かるもの
	□	□	請求書（写し）	費用の明細が分かるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）	領収書等
	□	□	内定通知書及び内定承諾書（写し）	
	□	□	雇用したことが分かるもの	労働条件通知書（写し）、雇用契約書（写し）等
	□	□	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）	雇用したことが分かるもの
	□	□	職業紹介事業者に提出した求人票（写し）	作成日が分かるもの
	□	□	成功報酬型人材紹介サービスの手数料や返戻金制度の内容が確認できるもの	
	□	□	紹介手数料の一部払い戻しが完了したことが確認できるもの	返戻金制度に定める返戻が発生した場合
	□	□	返戻金制度に定める期間を超えて雇用をしていることが確認できるもの	返戻金制度に定める返戻が発生しなかった場合
⑤	□	□	契約書（申込書）又は見積書（写し）	費用の明細が分かるもの
	□	□	請求書（写し）	費用の明細が分かるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）	領収書等
	□	□	事業概要が分かるもの（写し）	名称、開催日時、場所（会場）、会場小間図面、出展企業名等が分かるもの
⑥	□	□	外国人材の在留カード（写し）	
	□	□	労働条件通知書(写し)	当該人材と雇用契約を締結したことが分かるもの
	□	□	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）	
	□	□	外国人材の住民票抄本（原本）	マイナンバーの記載がないもの
	□	□	請求書（写し）	費用の内訳が確認できるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）	領収書等
⑦	□	□	外国人材の在留カード（写し）	
	□	□	労働条件通知書(写し)	当該人材と雇用契約を締結したことが分かるもの
	□	□	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）	
	□	□	請求書（写し）	費用の内訳が確認できるもの
	□	□	支払いが確認できるもの（写し）	領収書等
	□	□	事業概要が分かるもの	概要・スケジュール、実施要領、パンフレット等の写し
	□	□	受講者一覧表	

※その他、追加で書類の提出を依頼する場合があります。

２　交付請求提出書類（各１通）

	法人	個人	提出書類	備考
共通	□	□	（第４号様式）中小企業振興補助金交付請求書★	
	□	□	口座振替依頼書★	既に同口座で提出済みなら不要

★の書類は市ＨＰ「新居浜市中小企業振興補助金の申請受付について」内でダウンロードいただけます。